

原油・原材料の高騰を価格に転嫁できていない 中小企業・個人事業主の皆様へ

燃油購入費の補助又は 応援金を交付します

対象

令和4年4月から7月までのうち連続する3箇月間の仕入額（又は売上高に占める仕入額の割合）が前年同期間の仕入額（同前）より20%以上増加し、価格転嫁ができていない中小事業者

燃油補助

「燃油高騰対策緊急支援金」

燃油を多く使用する貨物運送業、旅客運送業、建設業、製造業、クリーニング業、宿泊・旅館業等で、価格転嫁ができていない事業者

◆ 補助の対象 令和4年4月～7月購入分

◆ 補助額 購入量×単価

※単価 ガソリン・軽油・重油・灯油・オートガス：10円/リットル

LPガス：20円/m³

上限 **200**万円

下限 法人：**20**万円 個人：**15**万円

応援金

「原材料等高騰対応緊急応援金」

原材料高により仕入額が上昇し、価格転嫁ができていない事業者

◆ 交付額 法人：**20**万円 個人：**15**万円

※燃油補助と応援金の併給はできません。

受付期間

令和4年8月1日（月）～9月30日（金）

お問合せ

◆ 燃油補助：佐賀県産業労働部産業政策課経営担当

Tel(0952)25-7512

◆ 応援金：原油・原材料応援金相談センター

Tel(0952)97-9486

※詳細は佐賀県のホームページを御確認ください。

佐賀県 原油・原材料高緊急対策

検索

詳細はこちら



QRコード